（事前相談票）

飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金
建築物調査　事前相談票

※太枠内をご記入ください。

相談日		令和　　年　　月　　日
相談者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
建築物所有者		
所有者との続柄		□本人　□配偶者　□子　　□ 孫　□ その他（　　）
建築物所在地		飯塚市
建築物構造		□ 木造　　□ 非木造
建築物規模		延べ面積　　㎡　　階数　階
添付資料		※資料をお持ちであれば、下記資料を提出してください。 □ 付近見取図　□ 配置図　□ 平面図　□ 現況写真 □ 登記事項証明書（□ 土地　□ 建築物）　□ その他
相談概要		

（注）飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金を受けて当該建築物を解体しようとする場合は、別途申請手続きが必要となります。事業の着手（解体工事）は、補助金交付決定後に行ってください。

（事前相談票）

メモ欄